

感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	有限会社 ワイエスプラン	種別	放課後等デイサービス 相談支援事業所
代表者	廣石 貞治	管理者	廣石 裕子
所在地	熊本県 山鹿市	電話番号	0968-41-6107

感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、各種感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、本社営業本部とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

代表者の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 <input type="checkbox"/> 体制整備 責任者：取締役社長 廣石貞治 代行者：管理者 廣石裕子 <input type="checkbox"/> 意思決定者・担当者の決定 ・施設内での意思決定者は、管理者とする。 ・各部門の担当者は常勤職員を配置する。 <input type="checkbox"/> 役割分担 ・当社感染症対策マニュアル(別途作成)に沿った対応を行う。	様式 1
(2) 情報の共有・連携	<input type="checkbox"/> 情報共有範囲の確認 ・放課後等デイサービスみらい・ステップⅠ・Ⅱ内、相談支援事業所みらい内、当事者関係先事業所、市福祉課 <input type="checkbox"/> 報告ルールの確認 ・各施設管理者が取りまとめて、対策本部に報告する。 <input type="checkbox"/> 報告先リストの作成・更新 ・作成後に変更・追加があれば、適宜行う	様式 2
(3) 感染防止に向けた取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 <input type="checkbox"/> 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 ・メディアを中心とした対応 <input type="checkbox"/> 基本的な感染症対策の徹底 ・当社感染症対策マニュアル(別途作成)に沿った対応を行う。 <input type="checkbox"/> 利用者・職員の体調管理 ・検温、咳、体調不良の確認、咳の有無等の中心に行う。 <input type="checkbox"/> 事業所内出入り者の記録管理 ・訪問行為や入室行為は基本的に禁止とする。	様式 3 様式 8

<p>(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保管先・在庫量の確認、備蓄 ・施設内倉庫にて保管・備蓄し、在庫表にて在庫量を確認を行う。 <input type="checkbox"/> 委託業者の確保 ・必要に応じて対応を行う。 	<p style="text-align: center;">様式 6</p>
<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 職員の確保 ・週ごとに出勤可能な職員をリスト化し、施設間で移動を必要に応じて行う。 <input type="checkbox"/> 相談窓口の設置 対策本部を窓口として対応を行う。 	
<p>(6) 業務調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 運営基準との整合性確認 国・県が示したガイドライン等に沿って対応を行う。 <input type="checkbox"/> 業務内容の調整 職員数に応じた業務内容の調整を行い、事故等を発生させない様な支援内容とする。 	<p style="text-align: center;">様式 7</p>
<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> BCP の共有 ・当社の BCP（業務継続計画）について、施設ごとに周知を図ると共に、社内間の共通認識を持たせ、BCP の内容の共有を図る。 <input type="checkbox"/> BCP の内容に関する研修 ・資料をいつでも閲覧できる様にし、必要に応じて、社内研修を実施する。 <input type="checkbox"/> BCP の内容に沿った訓練 ・有事を想定し、迅速な対応が行えるような訓練を適宜実施する。 	
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 課題の確認 ・訓練実施後に振り返りを行い、課題の確認・共有を行う。 <input type="checkbox"/> 定期的な見直し ・課題の確認・共有後に、職員間で精査を行い、提案内容を確認後、必要に応じて見直しを行う。 	

第三章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

代表者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	廣石貞治	廣石裕子
医療機関、受診・相談センターへの連絡	廣石貞治	廣石裕子
利用者家族等への情報提供	各事業所管理者	廣石裕子
感染拡大防止対策に関する統括	廣石貞治	廣石裕子

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<input type="checkbox"/> 管理者へ報告 <input type="checkbox"/> 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 <input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 <input type="checkbox"/> 指定権者(熊本県・山鹿市)への報告 <input type="checkbox"/> 対象となる利用者の相談支援事業所への報告 <input type="checkbox"/> 家族への連絡	様式 2
(2) 感染疑い者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> サービス休止 ・「発症した後 5 日を経過」かつ「解熱した後 2 日を経過」の両方を満たすまでの期間の利用停止を行う。 <input type="checkbox"/> 医療機関受診 ・利用者・従業員問わず、発熱時には医療機関への受診を行う。	
(3) 消毒・清掃等の実施	<input type="checkbox"/> 場所（訓練室・共用スペース等）、方法の確認 ・濃度 0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液に浸したタオルにて、室内清掃。その後、噴霧器にて、訓練室・共用スペースへ消毒液の噴霧を行う。	

第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	廣石貞治	廣石裕子
関係者への情報共有	廣石裕子	廣石貞治
再開基準検討	廣石貞治	廣石裕子

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<input type="checkbox"/> 都道府県・地域自治体・保健所等と調整 ・熊本県障がい者支援課・山鹿市福祉課・山鹿保健所に確認・調整を行う。	
<input type="checkbox"/> 代替サービス等の実施検討 ・山鹿市福祉課と検討・調整を行う。	
<input type="checkbox"/> 対象となる利用者の相談支援事業所への報告	
<input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明 ・電話や SNS 等を利用し、経過・決定事項等の説明を行う。	
<input type="checkbox"/> 再開基準の明確化 ・国のガイドラインの基準に従う。	

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	廣石貞治	廣石裕子
関係者への情報共有	廣石裕子	廣石貞治
感染拡大防止対策に関する統括	廣石裕子	廣石貞治
勤務体制・労働状況	廣石貞治	廣石裕子
情報発信	廣石裕子	廣石貞治

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	<input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 <input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ ・本社営業本部の指示に従い感染対策を行う。	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 ・国や県の定めたガイドライン等に従い指示を行う。 <input type="checkbox"/> 対象となる利用者の相談支援事業所への報告 ・電話や SNS 等を利用し、その都度、適切に行う。 【職員】 <input type="checkbox"/> 自宅待機 ・国や県の定めたガイドライン等に従い指示を行う。	

<p>(3) 防護具・ 消毒液等の確保</p>	<p><input type="checkbox"/> 在庫量・必要量の確認 ・各施設の管理者が適宜行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 調査先・調達方法の確認 ・在庫を適宜、備品調達担当者に連絡を行い、不足分の調達依頼を行う。</p>	<p>様式 6 様式 2</p>
<p>(4) 情報共有</p>	<p><input type="checkbox"/> 事業所内・法人内での情報共有 ・各施設の管理者が状況に応じて行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族との情報共有 ・各施設の管理者ならびに担当者が事案ごとに適宜行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 ・代表者が熊本県障がい者支援課、山鹿市福祉課、山鹿市保健所等へ事案ごとに、適宜行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 関係業者等との情報共有 ・各施設の管理者ならびに担当者が事案ごとに適宜行う。</p>	<p>様式 2</p>
<p>(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応</p>	<p><input type="checkbox"/> 労務管理 ・適切な管理が行える様に努力すると共に、熊本県障がい者支援課、山鹿市福祉課に相談を行い、適切な人員配置が出来る様に可能な限り対応を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> 長時間労働対応 ・8 時間以上の労働を依頼する場合は、休憩の回数を増やすなどの対策を行う。</p> <p><input type="checkbox"/> コミュニケーション ・対応する職員や罹患し自宅待機を行っている職員の孤立化や孤独感の払拭に努める。</p>	
<p>(6) 情報発信</p>	<p><input type="checkbox"/> 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 ・代表者が事案ごとに、その都度適宜対応を行う。</p>	

<更新履歴>

更新日	更新内容	更新者
令和6年3月29日	感染症発生時における業務継続計画作成	廣石貞治

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」
別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和2年5月4日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）